会 議 等 結 果 報 告 書

会議区分	会　議　・　打合せ　・協　議	文書番号	３１３４
		決裁期日	令和３年１２月１日
名　　称	令和３年度第１回安平町町民自治推進委員会		
日　　時	令和３年１１月２６日　午前・午後　　　　１８時３０分 ～ ２０時００分		
場　　所	安平町役場総合庁舎　２階大会議室		
出 席 者 (長職位を除き敬称略)	委員　７名　　事務局　５名		

会議概要

１．開会

＊　委員１２名中、７名の出席があり、条例第５条の会議開催条件を満たすことを確認。

＊　開催にあたり、機構改革により、町民自治推進委員会の担当課が旧地域推進課から政策推進課に移管となっている。（職員自己紹介）

２．委員長挨拶　※代理：副委員長

＊　不慣れな部分もあるがよろしくお願いしたい。

３．議事

＊　前回の開催から時間が空いたことから、改めて町民自治推進委員会の役割について確認を行う。レジュメのＰ１、役割は、町民自治推進委員会条例に記載あるとおり、「（１）まちづくり基本条例の運用状況及び見直しに関する事項」を調査審議すること、それから「（２）町民参画の実施状況及び研究改善に関する事項」を調査審議することとされている。つまりは、「まちづくり基本条例」と「町民参画推進条例」この２つの条例が「きちんと運用されているか、修正すべきところはないか」という点をチェックしていただくこととなる。

＊　レジュメＰ２には、過去の委員会について整理しており、町民自治推進委員の第１期目から第２期目にかけて、まちづくり基本条例の章ごとに調査審議を行ってきた経過があり、第１期目の委員会では第２章「情報の公開と共有」、第３章「町民参画の推進」の調査審議を行いました。第２期目においては、第４章「協働と連携協力」というように上から順に調査審議を実施してきた経過がある。

＊　レジュメＰ３では、これら審議に基づいて委員の皆さんから町に対し提出のあった提言書の内容を整理しており、第１期目では、「①町民参画手続のさらなる標準化」「②審議経過の積極的な公開」について提言がなされているところ。第２期目では、「①自治会・町内会の再生及び活性化」と「②町民自治推進委員会条例の見直し」、「③審議経過の積極的な公開」について提言がされている。

＊　第１期目から継続して提言のある「審議経過の積極的な公開」については、内部で研究や準備は進めておりましたが、制度自体が形骸化しないように、また、単なる職員の負担増とならないように丁寧に進めたいという思いもあり、これまで実施には至っていなかった経過がある。

＊　これまで第２章から第３章・４章と進めてきた流れもあり、第３期目においては、第５章「政策活動の推進」を調査審議すべきかと考えていたが、第５章の内容が「安平町総合計画」や「個別計画」策定に関することや行財政改革の実施など、主に行政が担う政策活動について規定するものであり、皆さんの日常生活との関連が比較的薄く、議論が深まらないのではと推察されましたので今回は見送ることとし、まちづくり基本条例・町民参画推進条例に広く関連する内容・テーマをこちらで用意させていただいた。

（1）安平町まちづくり基本条例の調査審議について

テーマⅠ「子どもにやさしいまちづくり」

＊　現在建設が進む新しい学校の関係や、遊育推進事業といった特色ある取組みなど、子どもに関係する目に見えたまちづくりが活発化しているということもあり、本テーマについて調査審議を行う。

＊　レジュメ４ページの「子どもにやさしいまちづくり」はユニセフが提唱するものであり、子どもの権利実現やまちづくりへの参画を行っていくことは、子どもに「やさしい」まちに繋がるものであり、結果として誰にでも「やさしい」まちとなるという認識のもと、子どもを社会の一員として扱い、子どもたちがまちの活動に活発に参加し、意見が考慮され、まちの決定や手続きに反映されることが重要と考えられているもの。

＊　こうした考えに基づき、子どもの権利を満たすために積極的に取り組んでいるまちの活動を検証していく取組みが、日本ユニセフにおいて平成 30 年より実施されており、日本で５つの自治体（安平町、ニセコ町、富谷市、町田市、奈良市）が検証自治体として委嘱を受けている。

＊　具体的に検証自治体では、ユニセフ日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素のチェックリストといったものに基づき検証作業を実施。チェックリストには、「子どもの参画」、「子どもにやさしい法的枠組み」、「子どもの人権を保障する施策」など細かくチェック項目が設定され、実施出来ているかどうか毎年評価を行う。チェックリストのうち、今回の本題となる、まちづくり基本条例、町民参画推進条例に関連してくる部分を抜粋したものをレジュメに掲載している。

＊　評価は３段階評価となり、令和２年度時点では一部チェック項目において２段階目の「○」という評価がなされているところ。

＊　一つ目「行政活動全体にわたって、子どもの権利条約 12 条（子どもが意見を表する権利をもつこと）の原則が反映されるしくみを有しているか？」については、後ほど説明する学校再建に関する会議や遊育推進事業の中で、子どもの参画はあったが、庁舎内全体にはまだ浸透していないというところもあっての評価であること。

＊　二つ目「地方自治体は、その管理下にある条例等において子どもの人権が尊重されているか？」といったチェック項目に関しては充分とは言えないことから「○」の評価をしている。まちづくり基本条例において「子ども」に特化した書き方をしていないことを理由としているもの。

＊　具体的に子どもが参画している取組みについて資料に基づき説明。
①「馬」をテーマにした遠浅小学校総合学習
②あびら教育プラン
③学校再建に係る「新しい学校を考える会」「みんなの学校をつくる会」

＊　説明は以上となるが、まちづくり基本条例、町民参画推進条例を照らし合わせた上で、ご意見をお聞かせいただきたい。

【質疑応答・調査審議】

委　　員）ＣＦＣＩチェックリストの評価者は誰であるか。
事 務 局）庁舎内において評価を実施しているもの。
委　　員）子ども側からの評価はないものなのだろうか。
事 務 局）ユニセフのチェック項目内には、子ども側のチェック項目は特段設定されていない。
委　　員）子ども側からのチェック項目もあって良いのではないかと考える。
委　　員）こういった先行する取組みの中で、特に学校統廃合の関係は少し先走っていたようにも思う。今後、遠浅地区・早来地区・安平地区の小学校は一緒の学校になるが、統廃合したことにより、馬の授業など地域の特色ある学習内容等をどのように整理していくのか。
事 務 局）詳しい内容は、教育委員会となるところ。学校の統廃合については、遅ればせながら、広報等で情報を共有させていただいているところである。
　総合学習の取組みは、今年度の取組みとして「馬」をテーマに実施したもの

	であり、今後、新しい学校が出来た際には、各地区の良い取組みを吸い上げながら実施していくものと推察する。 事 務 局）総合学習は学校の魅力づくりに繋がるものであるので、地域資源を活かしていくことで、子どもの発達にも好影響になると考えられるため、こういったものを踏まえて、学校カリキュラムを決めていくと思われる。 委　　員）子どもにやさしいまちづくりという観点から、早来地区に学校が統廃合されると必然的に子どもたちが早来地区に集中すると思われる。子どもたちと各地区の地域住民との関係性が薄れるのではという心配がある。 事 務 局）そのような心配の声は他の方からもいただいており、そこに対する準備として、地域学校協働本部といった学校と地域を繋げていく体制を作っていくことを検討している。既に学校内には、コミュニティスクールがあり、地域住民やＰＴＡ、学校、行政が共に学校運営について協議する仕組みはあるが、コミュニティや地域と学校を繋ぐ新たな仕組みとして期待をしている。 委　　員）新しい学校までの足が無い方などにも配慮した繋がりがあれば、子どもにやさしいまちづくりに近づいていくのではないかと考える。早来地区や新しい学校に集中するのではなくて、各地域でも何かしらの活動があればと思う。 委　　員）学校の統廃合の関係や各地区の話になると、合併をしているけれど、合併じゃないような印象も感じるところ。 事 務 局）少し視点を変えるが、各種、子どもが意見をする機会など先行する取組みがあるということで、まちづくり基本条例や町民参画推進条例の体制はどのように感じるか。 委　　員）本来は子どもに関する条文などあるべきと考える。まちづくり基本条例の中には広く「町民」という言葉は出てくるが「子ども」に特化したものが無いのは気になっている。 委　　員）「子ども」と「合併」というキーワードに関して、あびら教育プランなど大人が投げかけて実施していく仕掛けも重要と考えるが、自分の子どもが小学校に通っていた頃は、学校ごとの交流会が定期的に開催されており、地区関係なく子どもたちは交流を通じながら、親しくなる様子を見てきた。当時は、子ども議会のような取組みもあったと記憶しており、こうした意見を交わせる機会も効果的と感じる。 事 務 局）他市町村でも子ども議会を開催している事例はあり、実際に町と議会の大人さながらのやり取りが行われており、これも一つの子どもの意見を拾う場になってくると思われる。 事 務 局）通常、学校の先生と接する機会はあるが、知らない大人に対して自分の意見を言う機会は、成長していく上で非常に良い経験になってくると思う。子ども議会に限らずそういった機会を多く作ることが、子ども参画を行う上で重要だと考える。 委　　員）学校交流に関して、早来地区は遠浅小・安平小・早来小の交流はあると思うが、同じ町内の追分小学校を含めての交流は出来ないものなのだろうか。 事 務 局）出来ないことはないが、元々早来地区での学校交流の原点が、中学校にスムーズに移行できるようにということが趣旨で行われている。追分地区との交流に関しては、社会教育活動の範囲では実施しており、学校教育活動の中で実施していくということも、また有意義な取組みであると思うので、教育部局にも伝えさせていただきたい。 委　　員）子どもたちにとって、地域というのは大きな影響・印象を与えるものであり、特に学校間の交流や地域との交流というものは非常に重要なことと認識している。 事 務 局）先ほど話題にあった地域学校協働本部は、現時点では早来地区での枠組みを検討しているかと思うが、ご意見があったとおり追分も交えるなどといった仕組みを今後考えていかなければならないなと感じるところ。 事 務 局）学校だけではなく、少年団活動は人数が少なくなってきており、地区関係なく安平町で一つのチームが活動している実態などもあり、徐々に浸透していくのだろうと考える。

テーマⅡ「審議経過の積極的な公開」

＊　続いて、レジュメ７ページ「審議経過の積極的な公開」について、具体的にどのレベルまで実施出来るかは、現時点で未定であるが、今年度中には何かしらの形で進めていきたいと考えている。

＊　審議経過の積極的な公開には大きく二つ「会議の公開」と「会議録の公表」があり、これらをセットで実施していくことが審議経過の積極的な公開につながるものと認識している。

＊　一つ目の「会議の公開」は、会議開催について事前に町民に周知を行い、会議の傍聴をできるよう配慮するもの。二つ目の「会議録の公表」は、各課が実施する町民参画において、審議会等により意見聴取した場合、その内容を町ホームページで公表するというもの。

＊　一部の委員会等においては既に公開をしているが、公開に係る各種ルールを設定した上で、町民参画を行った案件においては会議録の公表を行うものであること。

＊　レジュメ７ページ下段には、会議の公開、会議録の公表を行うことで期待される効果を例示している。

＊　スケジュール（案）としては、会議録の公表ルールなどを今年度中に整理し、４月から試行を検討しているところ。

【質疑応答・調査審議】

委　　員）会議録の公表にあたって、職員の負担はどの程度あるのか。

事 務 局）庁舎内における会議録の報告は、委員の名前を公開しているが、未来創生委員会に限って言えば、委員の名前を伏せた報告書をホームページ上に掲載しているので、作業量としては大きいものではない。
　ただし、庁舎内には浸透していない作業となるので、徹底していくには時間が掛かるものと考える。

事 務 局）細かいところを見ていくと、言葉の整理など難しいと思われる。発言内容について、委員に確認をしていくことなども想定される。

委　　員）会議録を公表するのは、どのような会議を想定しているのか。

事 務 局）理想としては、本会議を含む、報酬をもらっているような会議を想定している。

委　　員）ホームページに掲載されていない会議の会議録を見せてもらうことは可能であるか。

事 務 局）情報公開の手続にはなるが、お見せすることは可能。今回実施するのは、こういった手続きを踏まずに、ホームページ上に情報を掲載するという趣旨のものである。

委　　員）ホームページに掲載するというのが前提となっているが、ネット環境が無い世帯や高齢者世帯も多いため、議会だよりや広報紙などのように紙でお知らせは出来ないものか。

事 務 局）出来るとは思うが、その分、業務量が膨大になってくる。ホームページであれば、比較的容易に公開することが可能である。どの程度見る人がいるのかといった部分はこちらでも把握しきれていない。

委　　員）月々、このような会議はどの程度開催されているのか。

事 務 局）町にある委員会が 40～50 程度あり、年間２～４回程度開催されるとなると、多く見積もっても、月 10 回程度は開催されていると思われる。

委　　員）一部公開している会議等もあるが、いざホームページを探そうとするとなかなか見つからないということがある。欲しい情報を手に取れるような工夫も必要かと思う。また、掲載する情報も概略・要約で良いと考える。

（２）町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について

＊　令和２年度、令和３年度（～９月末）の実績について事務局より説明。

＊　レジュメの 9～10 ページの町民参画推進条例に定められている基準に基づき、町民参画が実施されているかチェックをしていただき、全体を通して、その案件が「町民からの意見をきちんと反映できているか」「意見の聴き方は問題ないか」といった視点で確認いただく。

＊　説明にかなりの時間を要するため、町民参画の中で「町民からご意見をいただいたもの」、「町民に身近なもの」などを抜粋して説明。

［令和２年度］

安平町太陽光発電施設の設置に関する条例の策定

　本条例は、ソーラーパネルの設置について、町民の安全で安心な生活環境の確保と良好な自然環境の保全を図ることを目的とした条例であり、設置や管理に関する事項を定めているものになります。

　本条例の制定は、町民参画推進条例第６条第１項⑤「町民の生活に重大な影響を及ぼす施策（条例）の決定」と判断されることから、町民参画手続きの実施に至ったものになります。広く町民からの意見をもらい条例案の修正を行っていくという考えのもと、パブリック・コメントにより町民参画を実施しています。

　その中において、１件（一人）の意見提出がありました。お一人の方から条例案について６つのご意見をいただき、そのうち、３つの意見が本条例に反映がなされているところです。

第２期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

　本戦略は、人口減少や東京圏への人口集中を食い止めるなど、地方を活性化するための基本理念を定めた「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて地方が定めるものであり、安平町では平成 28 年１月に第１期を策定し、今回は２期目の策定となります。

　戦略の構成は「人口ビジョン」と「総合戦略」という２部構成となり、「人口ビジョン」では安平町の人口推計などを通じた分析を行い、「総合戦略」では、具体的な地方創生に向けた各種施策を掲載しているものになります。

　本戦略の策定は、町民参画推進条例第６条第１項①「総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更」に当たることから、各種町民参画を実施しています。

　策定に係る審議会としては、安平町未来創生委員会を複数回開催しており、まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の策定、いわゆる総合戦略の策定について議論を重ねてきました。

　このほか、パブリック・コメントを実施しています。

安平町強靭化計画の策定

　本計画は、国の「国土強靭化基本法」の趣旨等を踏まえ、安平町における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたものです。

　強靭化計画は、あらゆる大規模自然災害などを想定した中で、致命的な被害を負わない強さと、迅速に回復するしなやかさを備えた社会経済システムを災害発生前からつくりあげるため、関連計画とも連携しながら、長期的な視点で重点的に・分野横断的に推進する施策をとりまとめたものです。

　こちらも総合戦略と同様、町民参画推進条例第６条第１項①「総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更」にあたり、パブコメ、審議会を実施しています。

　審議会は、防災に関する重要事項を審議する「安平町防災会議」において、その内容を諮っています。

	高齢者保健福祉計画、８期介護保険事業計画策定 本計画は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことを可能とすることを目的とした「地域包括ケアシステム」の推進に取り組むための計画です。 具体的には、介護予防事業や支援、認知症対策、人材育成などの取組みについて、現状と課題を明らかにしたうえで、今後の目標を整理しているものになります。 計画策定にあたっては、パブリック・コメントと審議会を実施していますが、パブコメにおいて１名の方から４件のご意見をいただいており、そのうち１件のご意見について、意見の一部を計画へ反映させています。 意見内容としては、住民自らの健康づくりと支援事業への住民参加を促す仕組みとして、ポイント制度の活用を検討してほしいというご意見があり、その対応として、行政ポイントの導入について計画に明記することとしています。 条例第６条第２項等の理由により町民参画を実施しなかったもの 令和２年度に町民参画を実施しないと判断されたものは、５件ありまして、条例第６条第１項に該当し町民参画機会を設ける案件でありますが、第６条第２項の適用除外案件にも合致するので、総合的に判断して町民参画手続きを省略したものになります。 №1 は、公定価格の上昇に対応して、保育料の一部を改正しているものです。 №2、4 は、安平町税条例の一部改正するもの、№5 は普通河川管理条例の一部を改正するもので、流水占用料という河川を占用する者から徴収する料金を改正するものになります。 いずれも、税の賦課徴収とその他金銭の徴収に関するものに該当されるため町民参画手続の適用対象外として整理されています。 №3 の安平町過疎地域自立促進市町村計画の変更は、町の基本的政策を定める計画等の変更に当たりますが、その内容が軽易なものと判断され適用対象外とされています。 **［令和３年度（～９月末）］** 安平町子どもの読書活動推進計画の策定 本計画は、安平町の全ての子どもが様々な機会・場所において、自主的に読書活動を行うことができることを目的として計画するものであり、読書に関する活動や読書環境の整備について整理しているものです。 町民参画手続きとしては、条例第６条第１項①「総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更」に該当するものとして、パブリック・コメント、それから審議会として教育委員会に諮っているものです。 パブリック・コメントでは、１名の方から５件の意見をいただき、そのうち、１件のご意見については「意見を反映、又は既に反映しているもの」として整理されています。 具体的な内容は、公民館図書室から児童センターへの図書貸し出しについて、同じ本ばかりではなく違う本を貸し出してほしいというご意見があり、それに対し、継続して団体貸出を行う中で、引き続き図書室司書によるアドバイスや選書のコツなどを提案させていただくというように既に反映されているものとして整理されています。 安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定 先ほど令和２年度に町民参画を実施しなかったものとして過疎地域自立促進計画の変更がありましたが、今回の過疎地域持続的発展市町村計画は、新たな過疎法に基づいて新たに策定されるものなので、町民の意見を反映させるべく、パブリック・コメントと審議会として未来創生委員会へその内容を意見聴取しました。

	<u>安平町墓地条例の一部改正について</u> 　続いて、墓地条例の一部改正ですが、こちらは震災からの復興事業として位置付けされる安平町共同墓に関する所在地や名称、使用要件などを定めるため、既存の安平町墓地条例を一部改正するものです。 　共同墓設置は町民の生活に身近であるという観点から「町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定」に位置付けられるものとして、パブリック・コメントを実施しております。特段ご意見はなく、９月には条例改正がなされ、今年１０月より供用開始となっています。 <u>条例第６条第２項等の理由により町民参画を実施しなかったもの</u> 　令和３年度、９月末までで町民参画を実施しないと判断されたものは、２件ありました。 　安平町米麦乾燥調製施設の利用料金、それから保育料の改正と、いずれも条例第６条第１項に該当し町民参画機会を設ける案件でありますが、第６条第２項の適用除外案件である「その他金銭の徴収に関するもの」にも合致するので、総合的に判断して町民参画手続きを省略したものになります。 【町民参画手続実績に対する見直し意見等】 　＊なし ４．その他 　＊次回、開催時期は未定。改めて連絡をさせていただく。 ５．閉会